

# 第1章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定の背景

### (1) 市川市の環境行政のあゆみ

我が国の環境行政は、昭和30年代からの高度経済成長期における「産業型公害」から、自動車排出ガス等による大気汚染や生活排水による水質汚濁、ごみ問題など、生活に起因した「都市生活型環境問題」への対応を経て、国境を越えたグローバルな広がりと解決に長い年月を要する「地球環境問題」への対応が求められるようになりました。

このため、従来の公害対策基本法に代わる新たな枠組みとして、環境基本法が平成5年11月に制定されました。この法律で、環境施策の新たな基本理念と環境保全に関する基本的事項が定められるとともに、国、地方自治体、事業者及び国民のそれぞれの責務が規定されました。

そこで、市川市では平成6年3月に「いちかわ環境プラン」を策定し、快適環境の創造を目指した施策を展開してきました。

また、平成10年7月には、自然との共生に配慮し、資源循環型の快適な環境を実現していくために、「市川市環境基本条例」（平成10年条例第30号）を制定しました。

さらに、平成12年2月には、いちかわ環境プランを社会情勢に沿った視点で見直し、市川市環境基本条例に基づいて、「市川市環境基本計画」を策定し、春木川の水質汚濁、行徳地区の残土など地域の環境問題から地球環境問題まで対応してきました。なお、この計画を以下では「第一次市川市環境基本計画」と記述します。

### (2) 第二次市川市環境基本計画の策定

第一次市川市環境基本計画の期間終了に伴い、この計画の検証を踏まえ、時代からの要請への対応が必要であること、環境施策のなお一層の総合的な推進が求められるようになってきたことなどから、今回、「第二次市川市環境基本計画」（以下、「本計画」と記述。）を策定することとしました。

なお、本計画の策定に当たっては、第6期市川市環境市民会議から提出された「市民提案報告書」の内容を取り入れています。（資料編参照）

表1－1 市川市の環境施策に関する各計画の概要

	いちかわ環境プラン	第一次市川市環境基本計画	第二次市川市環境基本計画
性格	より積極的に快適環境を創造していくための行政指針	長期的視野に立って環境問題に取り組んでいくための環境政策の大綱	
策定	平成6年3月	平成12年2月	平成24年3月
期間	21世紀初頭	平成22年まで	平成32年度まで
基本目標	—————	自然が息づく文化都市市川を未来に引き継いでいくために	みんなで築く身近に自然を感じる文化のまちいちかわ
コンセプト	快適環境の創造	持続的に発展が可能な社会を目指して、自然や地球環境にできるだけ悪影響を与えないように、「循環型」のライフスタイルや事業活動を目指す	市民協働、実効性、環境施策の総合的な推進の強化を図り、人と自然が共生する活力あふれる社会を目指す



## 第2節 計画策定の目的

本計画は、市川市環境基本条例第9条（表1-2）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるものです。

表1-2 市川市環境基本条例第9条（環境基本計画）

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、市川市環境基本計画（以下、「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、市川市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。



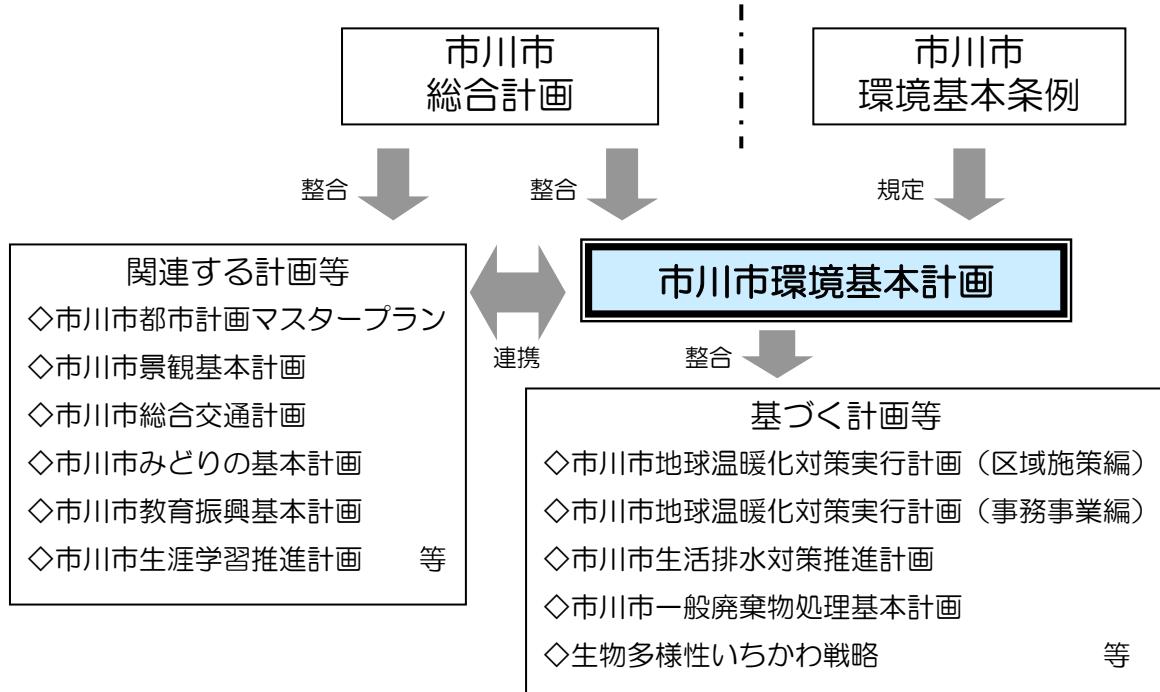
## 第3節 計画の位置づけ

本計画は、市川市環境基本条例に基づく計画（図1-1）であり、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長期的視野に立って環境問題に取り組んでいく環境政策の大綱となるものです。

また、市川市総合計画の将来都市像『ともに築く自然とやさしさがあふれる文化のまち いちかわ』を環境面から推進するとともに、各分野を環境の視点で横断的につなげる役割も併せ持ります。そのため、市川市総合計画との整合を図るとともに、都市計画マスタープランなどの関連する計画等とも連携するものとしています。市川市総合計画との整合については、資料編を参照ください。

なお、本計画は、国・県の環境基本計画の内容を踏まえたものとなっています。

図1-1 本計画の位置づけ



## 第4節 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする環境の範囲は、次に掲げる4つの分野を対象とします。

表1－3 対象とする環境の範囲

分野	対象となるもの
自然環境	◇動物、植物、河川、山林、緑地、水辺 など
地球環境	◇地球温暖化、再生可能エネルギー、オゾン層破壊、酸性雨 など
生活環境	◇大気、水質、地盤沈下、土壤、騒音、振動、悪臭 など
資源循環・廃棄物	◇資源、廃棄物 など

## 第5節 計画の期間

本計画の期間は、21世紀半ばの国内外の環境状況を展望しつつ、平成23年度から平成32年度までの10カ年とします。

## 第6節 計画の主体と役割

本計画の目的である環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためには、多様な施策を市民・事業者・市が役割分担の下、それぞれの立場から特質を生かし、かつ協働して日常的・継続的に取り組む必要があります。

各主体の役割について、基本的な考え方を示します。

### (1)市民の役割

市民は、自らの生活に伴う環境への負荷の低減に取り組みます。

また、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁、資源・エネルギーの消費、ごみの排出など、市民の日常生活は環境に影響を与えています。市民一人ひとりが環境問題への取り組みを意識し、自主的に行動することが求められています。

また、市政への関心を高め、環境行政においても市民活動団体（ボランティア団体やNPOなど）が公共の役割の一翼を担っていくことが期待されています。

### (2)事業者の役割

事業者は、環境法令等を遵守するとともに、生物多様性に配慮した事業活動に努めます。

また、製品の使用や廃棄などによる環境の負荷の低減に取り組むとともに、再生資源の利用に努めます。

さらに、環境の保全及び創造に関して積極的に行動するとともに、市が実施する施策に協力します。

事業者の活動は、市民の場合と比較して、環境に与える影響が大きく、また、各種の組織を保持し、さらに環境の保全及び創造を進めるための物的・人的資源を有することから、応分の役割を担うことが求められています。

### (3)市の役割

市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、環境の保全及び創造を推進するために、市民・事業者と協力するとともに、国や他の地方自治体との連携を図ります。

市は、市民・事業者と協働して環境の保全及び創造に取り組むとともに、事業者としても、率先して環境に配慮します。